

地域密着型サービス事業所の指定更新について(承認)
(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

資料2

1 事業者・事業所の概要

項目	事業者・申請者の内容	
申請者	名称	メディカル・ケア・サービス株式会社
	所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー29F
	代表者氏名	代表取締役 山本 教雄
事業所	名称	愛の家グループホーム久喜東
	事業所番号	1190900082
	所在地	埼玉県久喜市久喜東3-2-14
	利用定員	18人(1ユニット9人)
	指定期間	令和2年4月1日～令和8年3月31日
	管理者氏名	高野 剛志

2 法令基準の確認状況(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

確認項目	確認事項	確認状況	関係法令等	適否	
人員基準	介護従業者	1 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる介護従業者を、常勤換算法で、利用者の数が3又は端数を増すごとに1以上配置しているか。	1以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第110条第1項	適
		2 共同生活住居ごとに、介護従業者のうち、1人以上は常勤の者としているか。	各5人以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第110条第3項	適
		3 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上配置しているか。	1以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第110条第1項	適
	計画作成担当者	1 専従の計画作成担当者を事業所に配置しているか。ただし、計画作成業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができる。	3人配置、兼務 (勤務形態一覧表にて確認)	①第110条第5項	適
		2 計画作成担当者のうち1人以上は、介護支援専門員となっているか。	2人介護支援専門員 (介護支援専門員証にて確認)	①第110条第7項	適
		3 認知症介護実務者研修(基礎課程)又は認知症介護実践研修(実践者研修)を修了しているか。	認知症介護実践研修 (実践者研修)修了 (修了証書にて確認)	①第110条第6項	適
	管理者	1 共同生活住居ごとに常勤専従の管理者を配置しているか。ただし、管理業務に支障がないときは、他の職務、又は同一敷地内にある他の施設等の職務に従事することができる。	常勤兼務にて配置 業務に支障なし (勤務形態一覧表にて確認)	①第111条第1項	適
		2 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているか。	修了 (修了証書にて確認)	①第111条第3項	適
	設備基準	共同生活住居	1 事業所は、3つまでの共同生活住居を有しているか。	2ユニット (記載事項にて確認)	①第113条第1項
2 共同生活住居ごとの入居定員は、5人以上9人以下となっているか。			9人 (記載事項にて確認)	①第113条第2項	適
居室		1 1つの居室の定員は、1人となっているか。	1人 (記載事項にて確認)	①第113条第3項	適
運営基準	運営規程	1 下記に掲げる内容について、運営規程の中に定められているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③利用定員 ④事業の内容及び利用料金その他の費用額 ⑤入居にあたっての留意事項 ⑥非常災害対策 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項	定められている (運営規程にて確認)	①第122条	適
	勤務体制の確保等	2 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めているか。	定めている (勤務形態一覧表にて確認)	①第123条第1項	適

※条例①…久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年3月26日条例第9号)

地域密着型サービス事業所の指定更新について(承認)
(地域密着型通所介護)

1 事業者・事業所の概要

項 目		事業者・申請者の内容
申請者	名 称	合同会社すまいるSmile
	所 在 地	埼玉県久喜市除堀1523-14
	代 表 者 氏 名	代表取締役 清水 あゆみ
事業所	名 称	デイサービスにここに
	事 業 所 番 号	1170901068
	所 在 地	埼玉県久喜市除堀1523-14
	利 用 定 員	10人
	指 定 期 間	令和2年4月1日～令和8年3月31日
	管 理 者 氏 名	関根 彩子

2 法令基準の確認状況(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準)

確認項目	確認事項	確認状況	関係法令等	適否	
人員基準	生活相談員	1 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員の勤務時間合計数が、サービス提供をしている時間帯の時間数で除して1以上配置されているか。	1以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第1項第1号	適
		2 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は同等以上の能力を有する者であるか。 (例)①社会福祉主事、②介護福祉士、③介護支援専門員等	社会福祉主事任用資格 (登録証にて確認)	②第5条第2項	適
	看護師 (准看護師)	1 指定地域密着型通所介護事業の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1名以上確保されているか。(利用定員が10人以下の場合は、配置義務なし)	配置義務なし	①第59条の3第1項第2号 第59条第2項	適
		2 看護師又は准看護師の資格を有しているか。			
	介護職員	1 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員の勤務時間合計数が、サービス提供をしている時間帯の時間数で除して1以上確保されているか。利用者数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されているか。	1以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第1項第3号	適
		2 単位ごとに看護師又は介護職員を1人以上常時配置しているか。	1以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第3項	適
	機能訓練指導員	1 機能訓練指導員を1名以上配置しているか。	1名配置(勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第1項第4号	適
		2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師等の資格を有しているか。	看護師 (免許証にて確認)	①第59条の3第6項	適
	常勤職員の配置	1 生活相談員又は介護職員のうち1人以上常勤で配置しているか。	1人常勤で配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第7項	適
	管理者	1 常勤の管理者が配置されているか。	常勤で配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の4	適
		2 管理者は専従でなければならない ただし、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる場合、当該事業所の他の職務に従事することができる。	生活相談員または介護職員を兼務業務に支障なし (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の4	適

設備基準	食堂及び機能訓練室	1	合計した面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上になっているか。 ※3×10人=30㎡以上であること。	37.85㎡ (記載事項にて確認)	①第59条の5第2項 第1号	適
運営基準	運営規程	1	下記に掲げる内容について、運営規程の中に定められているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④利用定員 ⑤事業の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置 ⑪その他運営に関する重要事項	運営規程にて確認	①第59条の12	適
	勤務体制の確保等	2	従業者の勤務体制を定めているか。	運営規程にて確認	①第59条の13	適
	利用料等の受領	3	法定代理受領サービスと法定外受領サービスの利用料を分けて明記しているか。	運営規程にて確認	①第59条の7	適

※条例①…久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年3月26日条例第9号)
 ※省令②…特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)に準ずる